

補助対象車両へのステッカー等の貼り付けについて

補助事業者の皆さんは、補助金（廃棄物収集運搬車の低燃費化事業）で取得した財産であることを明示する必要があります。

補助金で取得した財産であることを明示する方法としては、以下に示すひな形のステッカー等を補助対象車両に貼り付けていただく必要があります。

1. ステッカー等を補助事業者が自ら作成する場合。

以下に示すひな形のとおり、ステッカー等を作成し補助対象車両に貼り付けてください。

【ステッカーを作成される場合には、事前に財団へご相談下さい。（環境省のロゴマーク使用には手続きが必要です。）】

2. ステッカーを財団から購入する場合（一枚200円）

ステッカー購入申込書を財団に提出してください。

（詳細は「ステッカーの購入方法について」をご参照ください。（当財団HPに掲載）

ステッカー等ひな形



廃棄物収集運搬車の低燃費化事業

環境省／公益財団法人廃棄物・3R研究財団

大きさ：タテ80mm以上×ヨコ220mm以上

色：ひな形のとおり（4色）

材質：塩ビ乳白#80